

## 令和6年第4回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長橋本正は、令和6年4月22日付を以って、同4月30日午後2時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第4回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

### 議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名人の選任について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第4号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第3号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について
- 報告第4号 事務局職員の任免について

出席委員（13名）

1番	桐澤	いづみ	君	2番	笹本	真由美	君
3番	石津	彰	君	5番	山本	清治	君
6番	今村	太一	君	7番	大槻	勝敏	君
8番	出頭	勝美	君	10番	清宮	茂信	君
12番	笠貫	順一	君	13番	橋本	正	君
14番	野口	嘉徳	君	15番	大川	喜美	君
16番	永作	幸雄	君				

欠席委員（0名）

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚	俊行
事務局課長補佐	飯島	優
事務局主査	児島	教夫

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	山口	和範
--------	----	----

## 会 議 の 経 過

(開会 午後2時00分)

議 長 ただいまの出席委員は、13名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和6年第4回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

会議に先立ち、4月の人事異動によりまして事務局に変更がありましたので紹介をいたします。農業委員会事務局長兼課長飯塚俊行君（あいさつ）。同じく課長補佐飯島優君（あいさつ）。なお、これまでの事務局長児島教夫君は、役職定年となり主査として農業委員会事務局に引き続き在籍となります。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

7番大槻勝敏君、8番出頭勝美君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に、日程第3議案第1号ないし議案第6号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主査児島教夫君。

主 査 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

初めに番号1についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、トラック1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約49アール、でございます。申請地の作付け計画は落花生を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

つづきまして、番号2についてご説明いたします。賃借人につきましては、番号8まで同一人でございます。賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、賃借権の設定をしようとするものです。賃借人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機2台、田植機2台、コンバイン1台、農作業に従事する日数は年間250日、農地の所有につきましては、自作地約225アール、借入地125アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

続いて番号3についてご説明いたします。賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、賃借権の設定をしようとするものです。賃借人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機2台、田植機2台、コンバイン1台、農作業に従事する日数は年間250日、農地の所有につきましては、自作地約225アール、借入地125アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号4についてご説明いたします。賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、賃借権の設定をしようとするものです。賃借人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機2台、田植機2台、コンバイン1台、農作業に従事する日数は年間250日、農地の所有につきましては、自作地約225アール、借入

地125アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号5についてご説明いたします。賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、賃借権の設定をしようとするものです。賃借人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機2台、田植機2台、コンバイン1台、農作業に従事する日数は年間250日、農地の所有につきましては、自作地約225アール、借入地125アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号6についてご説明いたします。賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、賃借権の設定をしようとするものです。賃借人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機2台、田植機2台、コンバイン1台、農作業に従事する日数は年間250日、農地の所有につきましては、自作地約225アール、借入地125アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号7についてご説明いたします。賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、賃借権の設定をしようとするものです。賃借人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機2台、田植機2台、コンバイン1台、農作業に従事する日数は年間250日、農地の所有につきましては、自作地約225アール、借入地125アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号8についてご説明いたします。賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、賃借権の設定をしようとするものです。賃借人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機2台、田植機2台、コンバイン1台、農作業に従事する日数

は年間250日、農地の所有につきましては、自作地約225アール、借入地125アールでございます。申請地の作付け計画は甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号9についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、贈与により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、トラック1台農作業に従事する日数は年間180日、農地の所有につきましては、自作地約96アール、借入地39アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号10についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約122アール、でございます。申請地の作付け計画は野菜類を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

番号1中地内案件について、16番永作幸雄君。

16番 はい、16番永作です。26日に現地を見てきました。現地は果樹園に囲まれた一角で小さい面積ですが、畑として利用するのは可能と思いますのでご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 次に、番号2ないし番号5及び番号7、番号8について、6番今村太一君。

6番 はい、6番今村です。4月28日に現地を見てきました。番号2、3、4、5及び番号7、8について全て同じような状態でロータリーが掛けてあり作付け可能な状態でした。問題はないと思いますのでご審議の程、よろしく願いします。

議長 続いて、番号6及び番号7について、14番野口嘉徳君。

14番 はい、野口です。4月28日に番号6、番号7の現地調査をしてまいりま

した。特に問題はありませのでご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 最後に番号9及び番号10について、7番大槻勝敏君。

7番 はい、7番大槻です。4月28日に現地調査を行いました。番号9は田植えが完了しておりました。また、番号10につきましてはロータリーが掛けでありきれいになっておりました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦勞様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号番号1ないし番号10について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第1号番号1ないし番号10については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 説明に入る前に議案書の訂正をさせていただきます。議案第2号番号4譲受人の住所が●●番●●号と記載されておりますが、●●番●●号に訂正願います。

それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は砂利採取の一時転用でございます。農地の区分は、土地改良事業が施行された集团的に存在している区域である農振農用地区域内農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。施設概要ですが、面積は計4,820平方メートルで、掘削する深さは8メートルであり、採取する掘削量は、砂・砂利19,116立方メートル、表土が3,772立方メートルとなっています。埋立土砂については鹿嶋市和地内の土砂を搬入する計画です。被害防除ですが、防護柵、危険標示等の設置、定時始業、終業時巡回を行う計画です。また、雨水は敷地内の採取池に流入させ、境界沿いの表土はよく

締め固めて築堤として使用する計画です。他法令等の調整ですが、鹿嶋市長より農地等の一時転用許可申請に係る意見書、砂利採取事業に伴う大型車両通行に係る道路使用許可書の写しが添付されております。砂利採取については、令和6年3月14日付け茨城県鹿行県民センターへ提出した砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。

つづきまして番号2につきましては、報告第2号番号4にて農地法第18条の合意解約が出ている案件でございます。転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より電力受給契約申込書の写し及び託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号3について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。こちらの申請につきましては、令和6年1月29日開催の第1回農業委員会総会にて太陽光発電施設に転用する旨の申請が出されており、許可相当と判断されておりました。今回改めて申請に至った理由としましては、売買による所有権移転で許可されていた権利について、地上権の設定に変更したいことから改めて申請に至ったものでございます。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より電力受給契約申込書の写し及び託送供給の承諾のお知らせ写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。転用目的は資材置場でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっ



ていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、運営するキャンプ場において、市道0225号隣接地に幅員6メートル幅の園内道路として拡幅したいことから申請に至ったものです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、分筆前の申請であることから地積測量図が添付されており、今後分筆される予定です。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

最後に番号4について、転用目的は自己用住宅でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、現在借家住まいであり、子供の成長や将来を考え新たに自己用住宅を新築したいものになります。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、借入金を受けることとしており、金融機関からの住宅ローン事前審査結果のお知らせ写しが添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

7番大槻勝敏君。

7番 はい、7番大槻です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、4月17日水曜日でございます。調査委員につきましては、出頭会長代理、今村委員そして私と事務局より飯島補佐、児島主査の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし5につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明，調査を行った委員からの結果報告について，ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 それではお諮りいたします。

議案第2号番号1ないし番号5について，原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め，議案第2号番号1ないし番号5について，原案のとおり許可することと決定いたします。

なお，議案第2号 番号1につきましては，転用面積が30アールを超えますので，改正農地法第5条第3項において準用する農地法第4条第5項の規程に基づき，一般社団法人茨城県農業会議常設審議委員会の意見を聴取することを事務局に命じます。

次に，議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について，ご説明いたします。

はじめに番号1について，目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者，申請地につきましては，議案書記載のとおりです。変更理由ですが，許可書の期間が令和4年6月1日から令和5年5月31日までとなっておりましたが，不況により，出荷が当初予定どおり進まなかったため，令和6年5月31日まで期間を延長する申請であります。関係書類については，鹿嶋市施設管理課より大型車両通行の許可書が添付されております。その他施設の概要，被害防除等の変更はありません。

つづきまして番号2について，目的は同じく，砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者，申請地につきましては，議案書記載のとおりです。変更理由ですが，許可書の期間が令和4年11月28日から令和5年5月26日までとなっておりましたが，1年間で埋め戻しが完了しなかったため，令和6年5月26日まで期間を延長する申請であります。関係書類

については、鹿嶋市施設管理課より大型車両通行の許可書が添付されております。その他施設の概要、被害防除等の変更はありません。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

7番大槻勝敏君。

はい、7番大槻です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号2につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等、特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

議案第3号番号1ないし番号2について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第3号番号1及び番号2について、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」番号1をご説明いたします。

願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化区域かつ農振農用地区域外の農地で、平成7年頃から駐車場となっておりますが、登記上の地目が畑となっていること

から、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。

これらを確認する資料として、「平成14年10月14日撮影、空中写真」が添付されております。以上、農地法関係事務処理の手引きに基づき「非農地となってから20年以上経過しているもの」等証明の範囲に該当すると思料されます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第7号の規定に基づき、現地調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

7番大槻勝敏君。

1番 はい、7番大槻です。議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第4号番号1及び番号2について、願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号番号1については、願い出のとおり証明することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長兼課長 それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年4月10日付け鹿嶋市長より「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課長 議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

まず、貸借期間3年から5年の土地についてご説明いたします。

畑の新規については1筆で面積が1,121平方メートルとなっております。

次に、貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。

田の新規については4筆で面積が5,230平方メートル、畑の新規については5筆で面積が2,146平方メートルとなっております。

この結果、田の新規については4筆で面積が5,203平方メートル、畑の新規については6筆で面積が3,267平方メートル、合計いたしますと10筆で面積が8,470平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

12番 はい、議長。

議長 12番笠貫順一君。

12番 整理番号3の貸手の方は3月に亡くなっていますが。

議長 農林水産課課長山口和範君。

課長 確認します。

12番 はい、議長。

議長 12番笠貫順一君。

12番 相続も終わってないし、亡くなった方の名前で申請が出されています。

議 長 番号3について、今回は取消といたします。

3番 はい、議長。

議 長 3番石津彰君。

3番 はい、3番石津です。中間管理を利用した利用権設定ですが、土地改良区には、賦課金は収めてあるが親から子供に相続をしていない場合、子供は中間管理機構を利用して利用権を設定できなくなっている。子供は完全に不透明ですよ。

事務局 相続をすればいいことで、そのほかのやり方として相続権利者の3分の2以上から委任状を貰い相続代表者が申請することはできます。

議 長 それではお諮りいたします。

議案第5号について、番号3を除き承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第5号については、番号3を除き承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

事務局長兼課長 それでは議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年4月10日付け、鹿嶋市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課 長 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明い

たします。

まず、貸借期間3年未満の土地についてご説明いたします。畑の新規については7筆で面積が17,158平方メートルとなっております。次に、貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については6筆で面積が7,337平方メートル、畑の新規については3筆で面積が2,209平方メートルとなっております。この結果、田の新規については6筆で面積が7,337平方メートル、畑の新規については10筆で面積が19,367平方メートル、合計いたしますと16筆で面積が26,704平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第6号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、日程第4報告第1号ないし報告第4号についてであります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ないし報告第4号「農業委員会事務局職員の任免について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

議長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 ないようですので、これをもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

議長 以上をもちまして、令和6年第4回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時56分)

上記のとおり会議のてん末を記録し，署名する。

鹿 嶋 市 農 業 委 員 会 長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人